

令和7年度三重県災害廃棄物処理に関する実地訓練等に係る業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度三重県災害廃棄物処理に関する実地訓練等に係る業務委託

2 目的

近年多発する地震や気象災害（台風、大雨等）等の大規模災害において発生する災害廃棄物の処理について、県及び市町が策定した災害廃棄物処理計画が、災害時に有効に機能するよう、セミナーや図上演習、仮置場の設置・運営に係る訓練を実施することで、県及び市町等職員の災害廃棄物処理に係る知識・スキルの向上、現場対応能力を持った人材育成、関係機関との連携強化を図るとともに、各市町の災害廃棄物処理計画の見直しに繋げることを目的とする。

3 履行期限

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

なお、作業スケジュールは概ね表1のとおりとし、詳細については県との協議のうえ決定するものとする。

表1 スケジュール

業務内容		実施 期限	令和7年度												
			5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
セミナー 第1回		6月中		↔											
セミナー 第2回		8月中				↔									
図上 演習 及び 実地 訓練	事前研修	11月中								↔					
	図上演習	12月								↔					
	実地訓練	1月中									↔				
	事後研修	2月中										↔			
報告書、事例集 作成		3月13日		↔											

4 業務内容

(1) セミナー

ア 対象者

県、市町、一部事務組合、広域連合の職員及び協定締結団体等 60 名程度

イ 開催数

年2回

ウ 開催場所

三重県庁周辺会議室

エ 内容

- ① セミナーは、有識者（環境省職員や国立環境研究所職員、大学教授等）と自治体職員からそれぞれ1名以上を講師として選任し、以下のカリキュラム内容を含むこと（各半日程度）。

セミナー	概要	カリキュラム内容（案）	講師候補
第1回	災害対応経験の報告等	・災害時の状況、対応、留意事項、反省と課題	環境省（中部）担当者、国環研職員、大学教授
		・災害時の状況、対応、留意事項、反省と課題	自治体職員（被災経験有）
第2回	災害廃棄物対策の講義	・災害関係補助金事業の実務 ・公費解体に関する実務	環境省（中部）担当者、自治体職員等

- ② 講師の選任については、発注者と事前に協議すること。
③ 第2回では、公費解体に関する実務に関するグループワークを実施すること。
④ 各セミナー終了後1か月以内に、実施結果、アンケート結果等を取りまとめた概要（A4で1～2枚程度、カラー）を作成すること。

オ 留意事項

- ① 会場の手配や日程調整、必要な資料・資材等の準備、講師に係る費用（依頼する場合）など、セミナーに係る一切の費用は受注者が負担すること。
② 開催型式は参集形式を基本とする。

(2) 災害廃棄物対策図上演習及び災害廃棄物の仮置場の設置・運営に係る実地訓練

1) 概要

- ・県及び各市町が策定している災害廃棄物処理計画に基づき、南海トラフ地震発災直後から仮置場設置・運営までに必要な災害廃棄物処理に係る対応に関する図上演習及び実地訓練を実施する。
- ・図上演習では、被災市町グループ（伊勢志摩地域の市町）、支援市町（それ以外の市町等）、民間団体等、県のグループに分かれて、各市町の災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理体制の人員整備や生活ごみ・し尿処理体制の構築、広域処理応援の演習を行う。また、志摩市災害廃棄物処理計画に基づき、志摩市が選定している災害廃棄物の仮置場候補地のうち、1か所を選定し、必要面積・レイアウトの検討、運営人数の算定等を行う。
- ・図上演習で選択した仮置場で、演習で検討したレイアウト等に基づいて、仮置場の設置・運営に係る実地訓練を実施する。
- ・図上演習前に、オンラインにより、災害廃棄物発生量の推計や、仮置場に係る知識の事前研修を実施する。また、実地訓練後に、対面で振り返りを行い、事後研修を実施する。

2) 事前研修

ア 対象者

県、市町、一部事務組合、広域連合の職員及び協定締結団体等 60名程度

イ 開催数

年1回

ウ 開催場所
オンライン

エ 内容

- ① 事前研修は、半日程度の開催として、有識者（環境省職員や国立環境研究所職員、大学教授等）から1名以上を講師として選任し、以下のカリキュラム内容を含むこと。

事前研修	カリキュラム内容（案）	講師候補
災害廃棄物対策の講義	・災害廃棄物発生量・処理可能量推計等 ・災害廃棄物に係る処理計画、処理実行計画等	環境省（中部）担当者、 国環研職員、大学教授等
	・仮置場（設定・設置・管理・運営）に係る知識	

- ② 講師の選任については、発注者と事前に協議すること。
③ 図上演習及び実地訓練の実施方法についての説明を含むこと。

3) 災害廃棄物対策図上演習

ア 対象者

県、市町、一部事務組合、広域連合の職員及び協定締結団体等 60 名程度

イ 開催数

年1回

ウ 開催場所

三重県庁周辺会議室

エ 内容

- ① 図上演習は、1日程度の開催として、発災直後から志摩市内での仮置場設置までの災害廃棄物処理に係る演習を実施することとし、図上演習の構成及び手法等を設計・企画・運営すること。
- ② 図上演習は、現場（発生場所、処理施設、仮置場等）での行動に係る演習ではなく、被災自治体の執務室内における行動を想定した演習とし、関係機関との情報収集及び連絡調整、仮置場の設置、広報及び運営、受援対応、災害廃棄物処理に係る応援協定による協力支援等の運用に係る演習とすること。
- ③ 図上演習には次の内容を含むこととし、必要に応じて追加の内容を提案すること。また、令和6年能登半島地震等の過去の大規模災害の教訓を踏まえた内容とすること。
- ・災害廃棄物処理体制人員の整備（役割分担、受援体制構築等）
 - ・生活ごみ・し尿処理体制の構築（広域処理の検討）
 - ・仮置場の設置（必要面積の算出、場所の選定、レイアウト検討、関係機関との調整、必要資材の調達等）
 - ・仮置場の運営（運営人数の算定、住民への周知方法、搬入・収集方法、分別区分、便乗ごみや処理困難物への対応、搬入・搬出量の管理、広域処理の検討等）
 - ・勝手仮置場への対策

・その他必要事項

- ④ 図上演習の内容は、「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」（環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）等の環境省作成資料や、「市町の災害廃棄物処理計画」及び「三重県災害廃棄物処理計画」に沿ったものにする。
- ⑤ 想定する災害は、過去最大クラスの南海トラフ地震とすること。
- ⑥ 南海トラフ地震で県内の複数の市町が被災したと想定し、被災市町のうち、モデル的に志摩市における災害廃棄物処理を行う演習として、伊勢志摩地域の市町を被災市町グループ、それ以外の市町等を支援グループに分けること。
- ⑦ 市町グループの他に、県グループと協定締結団体等グループを作成し、県グループは、県職員の立場で、市町への支援を行う演習内容とすること。また、協定締結団体等のグループは、協定に基づく支援を行う演習内容とすること。
- ⑧ 図上演習の結果は、4) 災害廃棄物の仮置場の設置・運営に係る訓練に反映できる演習内容にすること。具体には、参加者が志摩市内の仮置場候補地のうち、志摩市阿児アリーナ第2駐車場（志摩市阿児町神明 1048-2 他）を一次仮置場として選定し、レイアウトと設置・運営方法まで決定する内容とすること。
- ⑨ 図上演習の実施に必要な訓練シナリオ及び訓練付与情報等の資料を参加者数に応じ作成すること。なお、災害想定規模は県内での広域処理で対応できる規模のシナリオとすること。また、シナリオ及び資料の内容、班・グループ分けは発注者と事前に協議すること。
- ⑩ 図上演習に必要な帳票類については、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会で使用する様式を用いることとし、必要な記載例を示す等により効果的な訓練を実施すること。
- ⑪ 図上演習に係る司会進行、ガイダンス、コントローラー等、開催に係る一切の業務を行うこと。
- ⑫ 図上演習後に、専門家等による講評時間を設けること。また、参加者に対して、課題や疑義、今後の図上演習に関するアンケートを実施し、集計結果を取りまとめ、改善点を検討すること。
- ⑬ 図上演習終了後1か月以内に、実施結果、アンケート結果等を取りまとめた概要（A4で1～2枚程度、カラー）を作成すること。

オ 留意事項

- ④ 会場の手配や日程調整、必要な資料・資材等の準備、講師に係る費用（依頼する場合）など、図上演習に係る一切の費用は受注者が負担すること。
- ⑤ 開催型式は参集形式を基本とすること。

4) 災害廃棄物の仮置場の設置・運営に係る実地訓練

ア 対象者

県、市町、一部事務組合、広域連合の職員及び協定締結団体 60 名程度

イ 開催数

年1回

ウ 開催場所

志摩市阿児アリーナ 第2駐車場（志摩市阿児町神明 1048-2 他）

エ 内容

- ① 三重県災害廃棄物処理計画、訓練対象市町の災害廃棄物処理計画及びその他資料に沿って、3) 災害廃棄物対策図上演習で実施した結果を反映した災害廃棄物の仮置場の設置・運営に係る実地訓練（以下「実地訓練」という。）を実施することとし、訓練の構成及び手法等を設計・企画・運営すること。
- ② 想定する災害としては過去最大クラスの南海トラフ地震とすること。
- ③ 南海トラフ地震で県内の複数の市町が被災したと想定し、被災市町のうち、モデル的に志摩市における災害廃棄物処理を行うこととして、市町等職員及び県職員は全て志摩市職員及び支援職員と想定した訓練を実施すること。また、協定締結団体等のグループを作成し、協定に基づく支援を行う演習内容とすること。
- ④ 本県では、地震等による被災経験が少なく、仮置場の設置・運営等を含めた災害廃棄物処理に係る知見、ノウハウを有する自治体等が少ないことを踏まえ、参加する職員等が理解し、発災時に具体的に行動できるようにするとともに、他の職員等への経験共有が円滑にできるよう工夫した内容とすること。
- ⑤ 実地訓練の実施に当たっては、今後、市町等が実動にあたり、仮置場設置及び運営（仮置場での受付、搬入（仮置場周辺道路の渋滞対策も含む）、搬出）について一連の流れを確認できるとともに、課題や問題点を抽出できる内容とすること。
- ⑥ 実地訓練は、令和6年能登半島地震等の過去の大規模災害の教訓を踏まえた内容とすること。
- ⑦ 実地訓練は、2) 災害廃棄物対策図上演習で一次仮置場として選定した志摩市阿児アリーナ第2駐車場（志摩市阿児町神明 1048-2 他）（5,000m²程度を想定）で、図上演習で検討したレイアウトや設置・運営方法に基づき実施すること。また、仮置場の設置や災害廃棄物の受入れ・分別・搬出作業等を実施することにより、仮置場で必要となる一連の業務を体験し、実務上の課題や改善策を考えることができる内容とすること。
- ⑧ 実地訓練は、1 日を予定し、『仮置場の設置』、『仮置場の管理運営』の2部構成とする。
- ⑨ 実地訓練では、次のものを使用することとし、実際の仮置場の設置運営等に関してイメージできるものとする。
 - ・ 災害廃棄物類似廃棄物（実地訓練対象市町から提供された粗大ごみ等を活用し、一時利用することにより、片付けごみや解体ごみとみなすことを想定）
 - ・ 仮置場の管理運営に必要な重機（軽トラック、バックホウ、ホイールローダー、散水車等）
 - ・ 資機材（テント、敷鉄板、ブルーシート、分別用看板、トランシーバー・メガホン・ビデオカメラ^{※2}、等）
- ※1 敷鉄板は、訓練場所で必要な場合のみ用意すること。
- ※2 トランシーバー・メガホン・ビデオカメラは、訓練傍聴者に訓練参加者の仮置場の運営（受付等）の様子が分かるよう使用すること。
- ⑩ 実地訓練の内容として、参加者に次の作業を実施させることとし、必要に応じて追加の実施項目を提案すること。
 - ・ 必要な資機材等の配置・設営（看板、ライン引き、ロープ、住民向けちらし等必要と考えられるものを幅広く準備すること。）
 - ・ 仮置場の設置（区画分け、看板の設置、車両動線の確保等）

- ・ 仮置場の運営（次の2つのケースを想定して訓練を実施）
 - 廃棄物が分別されて搬入された場合
 - 廃棄物が混合状態で搬入された場合
 - ・ 仮置場の写真撮影（補助金申請を想定したもの）
 - ・ 仮置場のタイムサイクルの計測
- ⑪ 実地訓練後には、専門家等による講評の時間を設けること。また、参加者に対して、課題や疑義、今後の実地訓練に関するアンケートを実施し、集計結果を取りまとめ、改善点を検討すること。
- ⑫ 実地訓練終了後1か月以内に、実施結果、アンケート結果等を取りまとめた概要（A4で1～2枚程度、カラー）を作成すること。

オ 留意事項

- ① 会場の手配や日程調整、必要な資料・備品・資材等の準備、講師に係る費用（依頼する場合）など、実地訓練に係る一切の費用は受注者が負担すること。
- ② 実地訓練で使用する災害廃棄物類似廃棄物（原則、現物を使用すること）については、志摩市と調整し、受注者が準備すること。

5) 事後研修

ア 対象者

県、市町、一部事務組合、広域連合の職員及び協定締結団体 60名程度

イ 開催数

年1回

ウ 開催場所

三重県庁周辺会議室

エ 内容

- ① 実地訓練を実施した後、図上演習及び実地訓練を振り返り、良かった点や改善点（組織体制の整備、生活ごみ・し尿処理体制の整備、仮置場の設置・管理・運営方法、仮置場に係る廃棄物の分別・住民周知、対応人員等）を検討するグループワークを実施すること。
- ② ①を踏まえて、各市町及び県の災害廃棄物処理計画の課題と対応策を見直すグループワークを実施すること。
- ③ グループワークを実施した後、県内市町において、災害廃棄物処理計画の見直しの参考となるよう、本事業で得られた成果や課題を中心に、参考となる事項等の提案を盛り込んだ事例集を取りまとめること。

5 成果物の提出

(1) 成果物

- ・ セミナー（第1回）の実施結果、アンケート結果等を取りまとめた概要（A4で1～2枚程度、カラー） 2部
- ・ セミナー（第2回）の実施結果、アンケート結果等を取りまとめた概要（A4で1～2枚程度、カラー） 2部
- ・ 図上訓練の実施結果、アンケート結果等を取りまとめた概要（A4で1～2枚程度、

- カラー) 2部
 - ・ 実地訓練の実施結果、アンケート結果等を取りまとめた概要 (A4で1~2枚程度、カラー) 2部
 - ・ 各市町の災害廃棄物処理計画の見直しの参考となるよう、本事業で得られた成果や課題を中心に、参考となる事項等の提案を盛り込んだ事例集 2部
 - ・ 本業務で実施した訓練等の実施結果、アンケート結果、仮置場設置訓練事例集等を取りまとめた報告書 (A4、カラー) 2部
 - ・ 概要及び報告書の電子データ^{※3} (Word形式) (報告書中の図表等の個別の電子データ (電子ファイル) がある場合はその電子データを含む。) を収納した電子媒体 (DVD-R) 1式
- ※3 報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、発注者と別途協議し、その指示に従うものとする。

(2) 提出場所

三重県環境生活部環境共生局資源循環推進課

6 その他特記事項

- (1) 本業務を実施に必要となる資機材や人員については、本業務に含む。
- (2) この仕様に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と協議の上決定するものとする。
- (3) 受託者は貸与物品及び本業務における成果物については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。
- (4) 貸与する各種資料及び物品の取扱については、紛失及び破損のないよう万全を期すこと。
- (5) 業務終了後、受託者は貸与する各種資料及び物品のうち、紙媒体のものについては速やかに返納し、電子媒体のものについては速やかに消去すること。
- (6) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (7) 本契約により発生した著作物の著作権 (著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。) 及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (8) 受託者は業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等 (以下「暴力団等」という。) による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (9) 受託者が (8) のイまたはウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

- (10) 県から調査内容に係る指示があった場合は、指定する期日までに対応し、報告すること（必要に応じて来庁すること）。
- (11) 委託期間が終了した後においても、県が本仕様書に係る成果品や調査内容について疑義照会等、必要な対応を要求した場合は責任を持って対応すること。